

12/2以降の保険証及びマイナ保険証について



本年12月2日より、新規の保険証発行が行われません。「保険証が使えなくなるの？」などと不安に思われる方も多いかと思えます。

実際には、12月2日以降新たな保険証の発行が行われないというだけで、今お持ちの保険証が使えなくなるというわけではありません。例えば、天塩町国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入されている方であれば、令和7年7月31日まで、現在の保険証は有効です。また、社会保険加入の方であれば、現在お持ちの保険証に有効期限が記載されていれば当該期限まで、記載がなければ令和7年12月1日まで利用することができます。

では、具体的に新規の保険証が発行されないケースを考えてみましょう。

☆12月2日以降に、

- ①住所を変更した場合
- ②加入保険が変わった場合（国保⇩社保、社保⇩国保、国保⇩後期など）
- ③負担割合が変わった場合
- ④出生した時
- ⑤保険証を紛失した場合

このような場合は保険証が発行されなくなってしまうため、マイナンバーカードをお持ちの方は保険証としての利用登録を、マイナンバーカードをお持ちでない方はマイナンバーカードの取得についてご検討をお願いします。

■マイナンバーカードをお持ちでない方
この場合、加入保険者より資格確認書が送られます。この資格確認書により、これまでどおり1〜3割負担で医療を受けることが可能です。

■マイナンバーカードを持っているが保険証としての利用登録をしていない方
この場合にも、加入保険者より資格確認書が送られます。この資格確認書により、これまでどおり1〜3割負担で医療を受けることが可能です。

また、加入保険者より送付される「資格確認情報のお知らせ」とマイナンバーカードと一緒に提示いただくことでも、これまでどおり1〜3割負担で医療を受けることが可能です。

■マイナンバーカードを保険証として利用していない方へのご注意

入院する場合などに、加入保険者に予め手続きを行うことで、限度額認定証が交付され、月始め〜月末までの医療費（保険適用分のみ）が所得により定められた上限額を超えた場合、上限額以上の支払いを免除される高額療養費制度というものがあります。

資格確認書や「資格確認情報のお知らせ」には、この限度額認定証としての機能は有しておりませんので、加入保険者に別途手続きを行う必要がありますので、ご注意ください。

■医療機関でのカードリーダー機器不良等の場合

マイナンバーカードに保険証としての利用登録をしても、カードリーダー等の不具合や機器の故障などで読み取れない場合があります。そのような場合は、次の3つの方法により対応させていただきます。

1. 携帯端末（スマホなど）からマイナポータル画面にて医療保険の資格情報を表示いただき、併せてマイナンバーカードを提示
2. 先ほどご説明した「資格確認情報のお知らせ」とマイナンバーカードを提示
3. 被保険者資格申立書に記入の上、マイナンバーカードと一緒に提出

このほか、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限超過や顔認証不具合の場合にも、同様の対応となります。

■マイナンバーカードを保険証として利用するメリット

ア. 過去の処方内容や特定健診などの情報を、医師や薬剤師が確認することができ、より良い医療が受けられる。…どんな医師でも初見の患者に対しては「まずはこれで様子を見ましょう」となる場合がありますが、以前の病院や特定健診の結果から、より具体的な診療・治療につながる事が期待できます。

イ. 手続きなしで高額療養の限度を超える支払いが免除される。…医療費につ

いては、月始め〜月末までのひと月の間の医療費（保険適用分のみ）の合計が、人それぞれの所得に応じ定められた上限額を超えた場合、各保険者に申請することで支給されます。マイナンバーカードを保険証としての利用登録することで、この手続きをすることなく、上限額までの支払いで完了することができます。

※複数の医療機関や薬局との集計は対応しておりませんので、ご注意ください。

ウ. マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる。…医療費控除を受けるためには、1月1日から12月31日までの医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告時に添付する必要がありますが、マイナポータルからe-taxに連携することで、医療費の領収証を管理・保管しなくてもマイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、マイナポータルとe-taxを連携することで、データを自動入力できます。

このように、マイナンバーカードの保険証利用にはメリットがありますので、今一度ご検討をお願いします。

なお、天塩町立国民健康保険病院では、マイナンバーカードのカードリーダーでの確認の他に、診察券も引き続き使用いたしますので、診察券は必ず受付に提出願います。